

三次市過疎地域持続的発展計画

令和 3 年 9 月

(令和 4 年 3 月一部改正)

(令和 5 年 3 月一部改正)

(令和 5 年 6 月一部改正)

(令和 6 年 3 月一部改正)

(令和 7 年 3 月一部改正)

広島県三次市

1	基本的な事項	1
(1)	概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
(5)	地域の持続的発展の基本目標	
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)	計画期間	
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	20
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	22
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	産業振興促進事項	
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	30
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備，交通手段の確保	32
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
6	生活環境の整備	40
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
7	子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進	46
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	

8	医療の確保	51
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
9	教育の振興	54
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
10	集落の整備	59
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
11	地域文化の振興等	61
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
12	再生可能エネルギーの利用の促進	63
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	65
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	

1 基本的な事項

(1) 概況

ア 自然的，歴史的，社会・経済的諸条件の概要

(7) 自然的条件

【位置と面積】

本市は，広島県の北部，島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し，総面積は，約778.18km²で，広島県の総面積8,479.22km²の約9.2%を占めている。

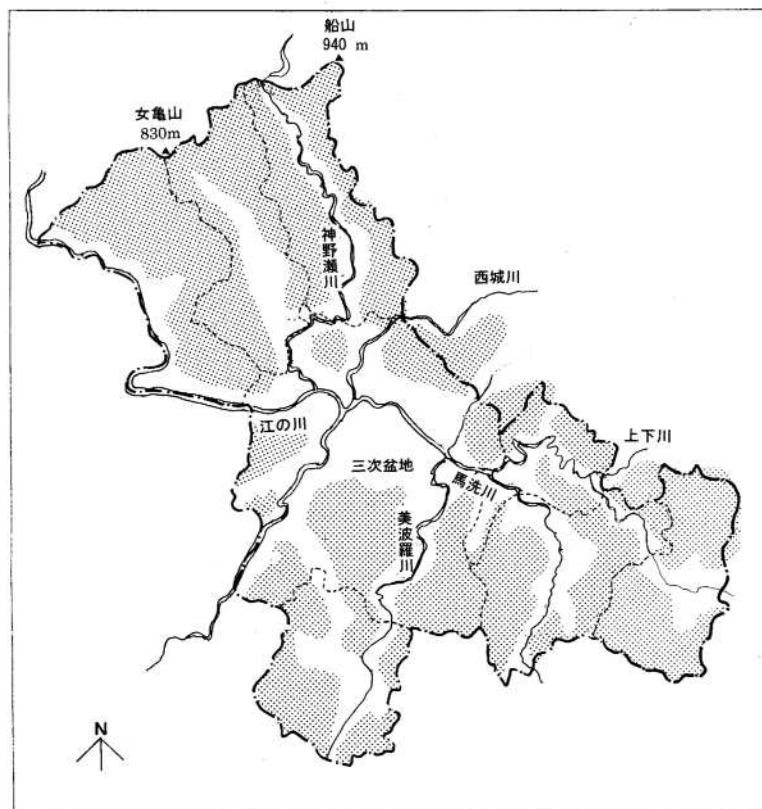
■ 本市の位置



【地勢】

本市の主要な河川は，北広島町に源を発し，安芸高田市を經由して三次盆地の中央に流下し，西に流れを変え北流し，日本海にそそぐ「江の川」を本流として，神野瀬川，西

城川，馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。地形は三次盆地を中心に，各支流沿いに標高150～200mの平坦地が広がっている。その背後は概ね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山地となっているが，北部の県境周辺部は800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており，市の7割以上が林野で占められている。



【気象】

気象庁（広島地方気象台）の平年値（平成3年から令和2年）によると，気温の年平均値が13.5度，日最高気温は8月の32.1度，日最低気温は1月の－1.4度となっている。降雪期間は12月中旬から3月中旬まで3か月に及び，秋から早春にかけての早朝，川霧が三次盆地一面に発生滞留し，高い場所から観ると周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現する。

(i) 歴史的条件

本市は，内陸部における農林業を主産業とする地域として発

展してきたが、近年は広域交通網が整備されたことによって、内陸型の工業が展開している。また、古くから山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であり、広島県北地域の商業・文化などの広域生活圏の中心となっている。

本市の行政区域は、明治4年の廃藩置県、明治22年の町村制施行時の合併、明治31年の三次郡と三谿郡との合併による双三郡の設置、昭和27～33年の町村合併などを経て、平成16年4月1日には、三次市、双三郡君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴郡甲奴町の合併により三次市を新設し、現在に至っている。

(Ⅱ) 社会的条件

本市の広域的位置は、広島県の北部、島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部、大阪へ約250km、下関へ約250kmの距離圏にあり、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へは、ほぼ同距離の約50～80kmの位置にある。

これらの都市を結ぶ広域交通網は、大阪・下関方面を結ぶ中国縦貫自動車道と松江・尾道方面を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（以下「中国やまなみ街道」という。）をはじめ、中国地方の山陰・山陽を結ぶ各国道、JR鉄道網などが、本市で結節している。

(Ⅲ) 経済的条件

本市の就業人口比率は、昭和35年に61.6%あった第1次産業は大きく後退し、第2次及び第3次産業を主体とするものに移行している。その構成は、令和2年で第1次産業が10.5%、第2次産業が20.8%、第3次産業が63.4%となっており、県平均と比較すると、第1次産業は7.8%上回り、第2次産業は4.5%、第3次産業は5.6%とそれぞれ下回っている。

就業者数は、令和２年に24,930人となっており、昭和35年と比較して43.2%の減、平成27年と比較して4.3%の減となっている。

また、総人口に対する就業者の割合は、昭和35年の52.8%から令和２年の49.2%と減少しており、就業者総数においても18,947人減少している。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向

昭和35年の国勢調査人口は、83,030人であったが、昭和45年は65,561人であり、10年間で実に21.0%もの減少を示した。令和２年は50,681人であり、昭和35年との比較では、39.0%の減少であるところから、昭和45年までに大幅な人口の流出があったことがわかる。昭和60年以降は、ゆるやかな減少が続いている。

年齢階層でみると、高齢者の人口割合は、令和２年に36.4%を示しており、「超高齢社会」の指標を超えている。高齢化の進展は今後も続くものと予想される。

また、総人口が減少する中で、特に若年層の減少が深刻化し、今後、少子高齢化による地域活力の低下はもとより、伝統文化などの衰退や農地の荒廃化による環境悪化など様々な影響が予想される。

(8) これまでの対策

平成16年４月１日の新三次市誕生時に市内全地域がみなし過疎地域として指定され、平成22年４月には過疎地域として指定された。これまで、過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため、過疎対策事業を実施し、課題解決に向け取り組んできた。

産業振興については、農業基盤や林道の整備、農業交流連携拠点施設「トレッタみよし」、こどもの室内遊び場「みよし森のポッケ」の整備、オール三次観光・交流キャンペーン事業などを実施した。

交通通信体系の整備については、市道・県道や農林道の改良推進による生活道路網の整備及び地域情報化事業・ケーブルテレビ事業などを実施した。

生活環境の整備については、消防施設、上水道や簡易水道などの水道施設の整備、公共下水道や農業集落排水施設などの下水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備などを実施した。

福祉の増進については、甲奴健康増進施設「ゆげんき」や保育所の整備などを実施した。

医療の確保については、市立三次中央病院や診療所など診療施設の整備、休日夜間急患センターの運営などを実施した。

教育の振興については、小中学校の校舎やこども集会所、市民プール、図書館の整備などを実施した。

地域文化の振興については、市民ホール「きりり」や湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）の整備などを実施してきた。

集落の整備については、自治振興活動費補助事業や定住対策事業などを実施した。

これらの取組によって、生産基盤や生活環境の整備、地域の活力の向上に向けて一定の成果をあげることができた。

しかし、過疎問題の根幹的課題である人口減少、少子高齢化及び産業経済の停滞など、依然として過疎地域の課題は残っており、更なる過疎対策を講じていく必要がある。

(7) 現在の課題と今後の見通し

【人口減少・少子高齢化への対応】

本市の総人口は、昭和60年以降ゆるやかな減少が続いており、令和3年4月には50,852人（住民基本台帳・外国人住民を含む。）となっている。人口構成比は、年少人口が11.8%となっており、昭和35年以降年々減少している。一方で、高齢者人口は、36.2%に達しており、少子高齢化が顕著な状況となっ

ている。

人口減少・少子化の進行は、経済活動を支える生産年齢人口を減少させ、生産の場だけでなく、購買・消費力や扶助機能の低下、地域社会における担い手不足やコミュニティ機能の低下等の問題を生じさせる。

将来へつながる地域社会を維持していくためには、子育てと仕事が両立できる環境や就学・就労機会、医療体制など基礎的な生活基盤に係る条件の整備・充実によって、人口減少・少子化の流れを緩和していくことが必要である。

一方、高齢化については、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、より緊密な保健・医療・福祉等の連携による地域包括ケアシステムの充実を中心に高齢者の在宅生活を支援する体制整備が求められている。さらに、仕事や地域活動など、社会の中で一定の役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加を促進する取組が必要である。

特に人口減少・少子高齢化の進行が著しい地域などは、農地の維持管理や日々の交流など、集落の生活機能を維持することが困難な状況が発生している。また、中心市街地においても商店街活動や自治活動の衰退により、地域の活力が失われる状況が生まれつつある。

このような状況に対応するため、生活に必要な保育や教育、医療等の機能の維持に努めながら、集落の実情に応じた持続可能なしくみにしていくことが求められる。また、市民と行政との協働のまちづくりを更に進め、地域コミュニティ機能の強化につなげ、各地域の個性を活かした地域の拠点づくりを進める必要がある。さらに、地域の資源を掘り起こし、魅力を向上させることで、交流人口の拡大や定住につながる取組を展開するとともに、地域や人々と多様に関わる関係人口に着目した取組等が必要である。

【持続できる産業の構築と就労機会の拡大】

人口減少・少子高齢化に伴い生産年齢人口の減少による労働力不足や地域活動の担い手不足が進行しており，市民が心豊かに充実した生活を送っていくための基盤として，産業の維持，人材の育成を図ることは大きな課題である。

このため，本市の地理的優位性を活かした産業を維持しながら，先代から受け継いだ地域資源を最大限に活かした産業を育成していくことが必要である。

また，子育てや介護を行いながらも働き続けられる環境の整備等を図ることで，女性や若者，高齢者などの就労促進が求められている。

併せて，雇用の確保にとどまらず，自ら仕事を興し，新たな収入あるいは複数の収入の道を開拓する市民を支援する取組が必要である。

【拠点性の利活用とＩＣＴの進化への対応】

経済のグローバル化やＩＣＴの進化，中国やまなみ街道の開通などの環境の変化は，人・モノなどの新たな流れを生み出し，市民の生活に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中で，市民の「しあわせ」を追求していくためには，地理的優位性や生産物，人材など本市の資源の特徴を最大限発揮し，産業活動をはじめ，観光，文化，教育などの多方面にわたり，新たな価値を創造していくことで，広域の中の拠点性を維持・向上していく必要がある。

また，ＡＩやＩｏＴを中心としたＩＣＴを様々な分野で活用することについて検討を進めながら，本市の拠点性を活かしたまちづくりを推進する必要がある。

【美しい風土を後代に伝える社会への転換】

本市の豊かな自然環境は，農業をはじめとする産業を支え

る貴重な財産である。しかし、耕作放棄地や管理ができない山林が増加しており、イノシシやシカ等の個体数が増え、農林業等への被害が増大している。美しい風景や清らかな水環境を後代に引き継ぐために、農地や森林の適切な管理、環境美化、景観対策などこれまで以上に取り組む必要がある。

また、地球温暖化などの環境問題に対応しつつ、持続可能な地域社会を構築するために、環境に配慮した市民生活や経済活動を推進し、地球環境への負荷が少ない、自然循環・自然共生型社会への実現に向けた取組が求められる。

【災害への対応】

近年、気候変動等による甚大な災害が多発化しており、防災対策の一層の充実が求められている。市民が安全で安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から施策を展開し、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの防災対策の充実とともに、消防団や自主防災組織、民間企業等との連携などにより、協働による災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

【厳しい財政見通し等への対応】

地方分権改革の進展、財政状況の深刻化の中で、必要な行政サービスを維持していくためには、協働のまちづくりの取組を一層推進するとともに、自治体としての基盤の強化、行財政運営の効率化、周辺自治体との連携などに取り組む必要がある。

また、これまで整備された道路や橋梁、建物などを適切に保全し、有効活用していくことが重要であり、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を進める必要がある。さらに、近年多発化している災害への対応など市民の安全・安心な生活を守るための対策も重要性を増している。

人口減少が進行する中、コストダウンや事業縮小などの量的削減のみならず、「ヒト、モノ、カネ、情報、関係性」の有効活用を徹底し、市民満足度を高める質的充実への改革を推進していく必要がある。

(イ) 社会経済的発展の方向性

激変する社会経済環境の中で、人口減少・少子高齢社会に挑戦し続け、市民のしあわせを実現するためにまちづくりを進めていく。

本市の地理的優位性を活かしながら、広域圏における拠点性を維持・向上させるとともに、身近にあるものに新たな価値や可能性を見出し、時代の変化に対応しつつ、暮らしやすく持続的に住み営むことのできるまちづくりを行うことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移は表 1－1 (1)のとおり、昭和35年から令和2年までの60年間で、39.0%に当たる32,349人もの人口が減少している。

世代別では0歳～14歳までの年少人口が昭和35年と比較して、76.1%、15歳～29歳までの若年人口が68.5%激減している反面、65歳以上の高齢者人口は増加しており、2.3倍となっている。

人口構成比を見ると、15歳～29歳の若年者比率は、昭和35年には20.6%あったのが、令和2年には10.6%にまで減り、一方で65歳以上の高齢者比率は9.6%から約3.8倍の36.4%に増加しており、典型的な過疎・少子高齢社会となっている。

人口減少・少子高齢化が進行する中、本市は、令和2年11月に「三次市人口ビジョン」（平成27年10月策定）を改訂し、将来を展望する上での基本的な考え方・視点と、それを踏まえた方針・目標を提示し、令和12年に人口50,000人を堅持することを掲げている。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

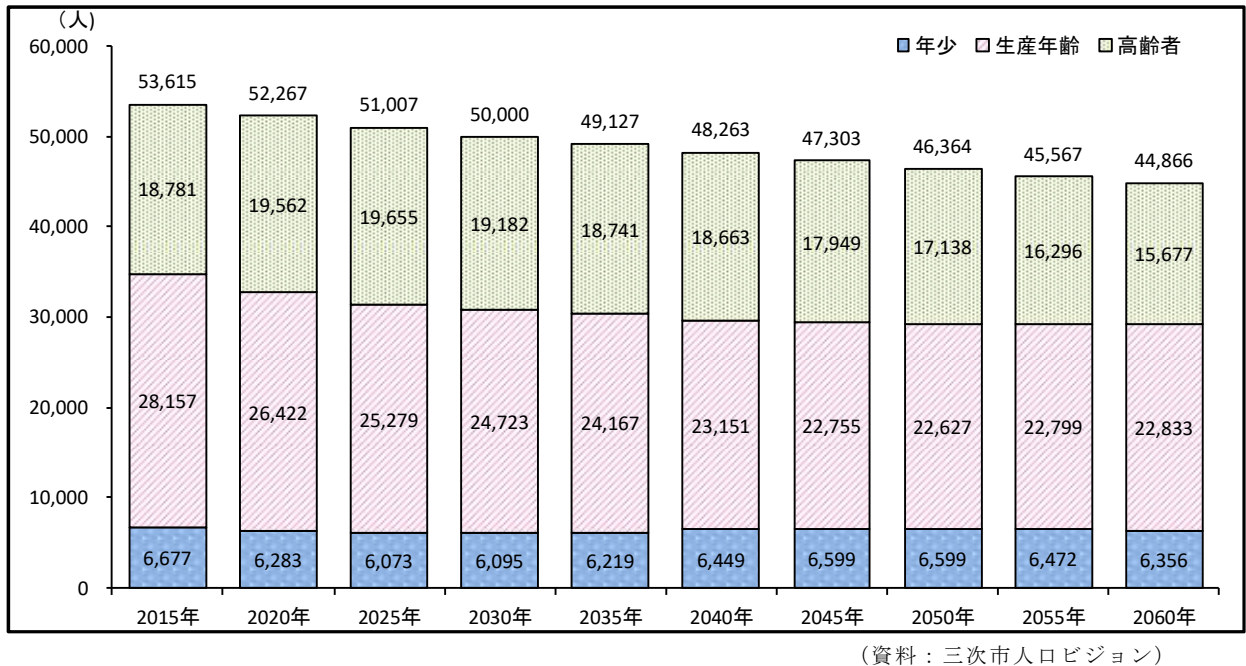
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 83,030		人 71,708	% △13.6	人 65,561	% △8.6	人 64,190	% △2.1	人 63,582	% △0.9
0歳～14歳	24,918		17,630	△29.2	13,779	△21.8	12,744	△7.5	12,571	△1.4
15歳～64歳	50,123		45,641	△8.9	42,794	△6.2	41,617	△2.8	40,143	△3.5
うち 15歳～ 29歳(a)	17,109		13,722	△19.8	11,966	△12.8	11,091	△7.3	9,052	△18.4
65歳以上 (b)	7,989		8,437	5.6	8,988	6.5	9,828	9.3	10,855	10.4
(a)/総数 若年者比率	% 20.6		% 19.1	－	% 18.3	－	% 17.3	－	% 14.2	－
(b)/総数 高齢者比率	% 9.6		% 11.8	－	% 13.7	－	% 15.3	－	% 17.1	－

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 64,089	% 0.8	人 63,596	% △0.8	人 62,910	% △1.1	人 61,635	% △2.0	人 59,314	% △3.8
0歳～14歳	12,416	△1.2	11,279	△9.2	10,307	△8.6	9,135	△11.4	8,098	△11.4
15歳～64歳	39,566	△1.4	38,508	△2.7	36,604	△4.9	35,079	△4.2	33,457	△4.6
うち 15歳～ 29歳(a)	8,458	△6.6	8,460	0.0	8,718	3.0	8,669	△0.6	7,634	△11.9
65歳以上 (b)	12,096	11.4	13,770	13.8	15,991	16.1	17,419	8.9	17,753	1.9
(a)/総数 若年者比率	% 13.2	－	% 13.3	－	% 13.9	－	% 14.1	－	% 12.9	－
(b)/総数 高齢者比率	% 18.9	－	% 21.7	－	% 25.4	－	% 28.3	－	% 29.9	－

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 56,605	% △4.6	人 53,615	% △5.3	人 50,681	% △5.5
0歳～14歳	7,340	△9.4	6,677	△9.0	5,947	△10.9
15歳～64歳	31,267	△6.5	27,983	△10.5	25,685	△8.2
うち 15歳～ 29歳(a)	6,417	△15.9	5,752	△10.4	5,395	△6.2
65歳以上 (b)	17,789	0.2	18,655	4.9	18,437	△1.2
(a)/総数 若年者比率	% 11.3	－	% 10.7	－	% 10.6	－
(b)/総数 高齢者比率	% 31.4	－	% 34.8	－	% 36.4	－

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢層の合計は必ずしも総数と一致しない。

表1－1(2) 人口の見通し



イ 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、令和2年の国勢調査では、第1次産業10.5%、第2次産業20.8%、第3次産業63.4%となっており、県全体の比率と比べると、農業を中心とした第1次産業の比率が上回っている。しかし、第1次産業就業者数は年々減少し、平成7年から令和2年までの間で58.8%減少している。

また、第2次産業の比率は平成7年の28.9%から令和2年の20.8%と減少している一方、第3次産業は平成7年の52.2%から令和2年の63.4%へと11.2%増加している。

(3) 行財政の状況

ア 財政の状況

本市の財政規模は、普通会計決算額ベースで、令和元年度歳入総額が395億円、歳出総額が383億円となっている。

これまでの行財政改革の取組や、市債の積極的な繰上償還の実施等により、財政の健全性を示す指標である財政健全化判断比率

は、実質公債費比率が7.0%、将来負担比率が52.8%であり、いずれも基準以内で財政の健全性を維持している。

しかしながら、財政の余裕度を示す経常収支比率は97.5%であり、平成30年度から0.8ポイント上昇し合併以来最高比率を記録した。大きな要因は、普通交付税の合併による優遇措置の段階的な縮減による歳入の減少であるが、歳出においても公債費などの義務的な経費や公共施設の維持管理経費などの固定化した経費が多額であり、経常収支比率の改善を妨げる要因となっている。

引き続き、様々な手法を活用しながら、選択と集中による重点的・計画的な施策の推進や効果的な財政支援制度を活用するとともに、徹底した行財政改革を推進し、健全な財政運営を図る必要がある。

イ 行政組織の状況

本市では、平成17年度から平成30年度までの行財政改革によって、人件費などの経常経費全般の削減、事務事業の改革や組織の簡素化などの行政運営の効率化に取り組んできた。

引き続き、組織・機構の簡素化、職員の適正な定員管理と総人件費の削減などによるスリムで効率的な行政運営に取り組む。

ウ 施設整備等の状況

重要な生活基盤である道路や上下水道など基礎的なインフラの整備を推進してきた結果、整備状況は向上している。今後も計画的な整備により、市民の生活水準の維持・向上をはじめ、安心して快適な生活を確認する必要がある。

一方で、公共施設の老朽化対策が必要となっており、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化に向けて、新規整備の抑制や廃止・集約・統合・複合化など、施設の配置や量の見直しを行うとともに、継続的に保有する施設については、耐久性の向上や予防保全などの方策を検討し計画的な保全を進める。さら

に，効果的なサービス提供のための管理主体の変更及び利用が見込めない公共施設や遊休資産の売却に取り組む。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27年度	令和元年度
歳入総額 A	40,981,263	39,514,413	39,451,908
一般財源	30,046,185	28,449,883	26,074,413
国庫支出金	2,886,688	3,145,141	3,222,492
都道府県支出金	2,389,103	2,494,406	3,171,170
地方債	3,596,400	3,540,300	3,220,400
うち過疎対策事業債	1,203,000	2,613,400	2,162,100
その他	2,062,887	1,884,683	3,763,433
歳出総額 B	39,615,353	38,316,518	38,344,434
義務的経費	15,818,440	15,334,227	13,970,536
投資的経費	7,520,630	5,762,709	6,363,200
うち普通建設事業	6,765,768	5,297,582	3,758,446
その他	16,276,283	17,219,582	18,010,698
過疎対策事業費	5,185,213	3,442,047	2,485,329
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,365,910	1,197,895	1,107,474
翌年度へ繰越すべき財源 D	154,009	193,882	567,434
実質収支 C-D	1,211,901	1,004,013	540,040
財政力指数	0.350	0.330	0.337
公債費負担比率	22.7	23.4	21.2
実質公債費比率	－	9.3	7.0
起債制限比率	11.5	－	－
経常収支比率	90.1	90.3	97.5
将来負担比率	－	－	52.8
地方債現在高	57,135,739	52,819,056	48,593,702

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	18.0	39.3	46.2	49.6	59.8
舗装率(%)	35.6	69.3	76.8	77.9	83.6
農道					
延長(m)	—	—	—	235,939	234,799
耕地1ha当たり農道延長(m)	34.2	34.2	48.4	39.3	—
林道					
延長(m)	—	—	—	262,054	214,459
林野1ha 当たり林道延長(m)	6.2	7.2	7.8	4.4	—
水道普及率(%)	38.5	51.0	67.0	81.7	87.7
水洗化率(%)	—	3.5	50.8	61.6	81.5
人口千人当たり病院, 診療所の病床数(床)	14.0	20.6	22.0	23.7	23.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため、多様な過疎対策事業を実施し、課題解決に向けて取り組んできた。

しかしながら、若年者を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、地場産業の衰退、持続可能な財政基盤の確立など依然として多くの課題を抱えており、本市を取り巻く状況は、なお一層厳しいものとなっている。

こうした状況の中、今後の過疎対策については、「三次市まち・ゆめ基本条例」に掲げる基本理念に基づき、「第2次三次市総合計画」に掲げるめざすまちの姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現に向けて、令和2年11月に「田園都市×デジタル～つながるみよし」を戦略の方向性として策定した「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、諸施策に取り組んでいく。

「第2次三次市総合計画」に掲げるまちづくりの取組の柱は次のとおりである。これらの取組により、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図り、地域の持続的発展を総合的かつ計画的に推進する。

ア まちづくりの主役である「ひとづくり」

「三次市子どもの未来応援宣言」に基づき、次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切にし、生まれ育った地域に誇りと愛着をもって成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進める。

また、様々な学びの機会を提供するとともに、社会の中で、学びの成果を活かすことのできる環境づくり、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進める。

イ 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合いの心を育て、住民相互の絆を強めながら、健康づくり、福祉、医療の充実に取り組む。

また、防災・減災対策をはじめ、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における総合的なケア体制や生活支援体制の構築、持続可能な地域公共交通の確保などの取組を通じて、誰もがいきいきと暮らせ、安全で、温かみと安心感のあるまちづくりを進める。

ウ 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」

女性の就労を促進するとともに、農林畜産業、商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組み、誰もが働きやすいまちづくりを進める。

また、中国やまなみ街道の開通により形成された広域交通ネットワークを活かして、商工業、観光・交流などの振興を図り、多くの市民や観光客でにぎわう、元気のあるまちづくりを進める。

さらに、これらの産業の担い手の育成、就労の支援などを通じて、若い世代が定着し、新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進める。

エ 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」

豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴し、市民にうるおいを与える。この貴重な自然を保護、活用しながら、後代に引き継ぐため、自然と共生する資源循環型のまちづくりを進める。

また、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取組を通じて、安心して、快適に暮らせるまち、三次に住みたくなるまちづくりを進める。

オ 参加、行動、対話による、つながる「しくみづくり」

市民と市民、住民自治組織などの地縁型コミュニティと市民団

体やNPOなどの目的型コミュニティ，地域や地域の人々と多様に関わる関係人口など，それぞれがつながる “ツナガリ人口” を拡大するとともに，協働してまちづくりに取り組むための「しくみづくり」を進める。

また，地方分権改革に伴う基礎自治体としての条件整備に対応しつつ，協働のまちづくりを進めるとともに，行財政改革に取り組む。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

下記(7)の計画期間内に達成すべき計画全般に係る目標は，下表のとおりとする。

数値目標名	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
人口社会増減	▲92人	概ね均衡

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市が毎年度取り組んでいる行政評価のしくみを活用して，PDCAサイクルによる効果の検証と改善を進める。

(7) 計画期間

計画期間は，令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」は，将来にわたり，市民生活を支える施設サービスを持続的に提供していくために，「質・量・コスト」に関する課題に対応した公共施設等の管理に関する基本方針を定めたものである。

本計画においても，「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，公共施設の将来の更新需要やライフサイクルコストを検証し，施設の質，量，コストの最適化や長寿命化に配慮した計画を策定することにより，持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策

を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

(1) 現況と問題点

令和2年広島県人口移動統計調査によると，本市の転入者は1,474人，転出者は1,566人であり，92人の社会減である。平成16年以降社会減が続いているが，減少数は平成21年の424人をピークに，直近3か年では平成29年214人，平成30年170人，令和元年157人であり，全体的には改善の傾向が見られるものの，全国的に都市部への人口集中の傾向は続き，本市においても多くの若者が進学，就職を機に，広島市，中国5県そして三大都市圏などに転出している。

都市部に住む人の田園回帰志向は，新型コロナウイルスなどの感染症リスク回避の観点からも高まっており，地方とつながりを築きたい，住みたい希望を支援し，新しい人の流れをつくることが求められている。移住希望者が，移住するまではもちろん，移住した後もずっと暮らし続けるためには，その地域に住んでいる人のUターンコールや温かい受け入れのほか，新たなつながりの創出や人材育成など，移住者の多様な活躍を応援する継続的なサポートが必要である。

また，若年層を中心としたU I Jターン，近隣からの流入の受け皿として，住環境の整備を図るとともに，安心して生活できる環境づくりを推進する必要がある。

(2) その対策

本市の地域資源を積極的に発信することにより，「暮らし」「住まい」「しごと」「子育て」などの魅力をアピールするとともに，「選んでもらう・つなぐ・住み続けてもらう」支援の充実を図ることにより，多様なみよし暮らしを応援する。併せて，ふるさとサポーター事業などによる三次市のファンづくりや，地域の間支援機能強化などによる人材育成の取組を支援していく。

また，廉価で良質な住宅や宅地を提供するとともに，定住者のニーズに応じた住宅の整備や公営住宅等の改修，公園や広場などの生活基盤の整備により，便利で魅力ある生活の場づくりを進めて，定住の促進

を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進，人 材育成	(1)移住・定住	定住促進住宅改修事業	三次市	
	(4)過疎地域持続的発展特 別事業			
	移住・定住	みよし暮らし推進事業	三次市	
		結婚コーディネーター事業	三次市	
		地域おこし協力隊事業	三次市	
	地域間交流	ウチソト”ツナガリ”つなぐ事業	三次市	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農家数は、令和2年は3,238戸、基幹的農業従事者数は2,373人で、平成17年と比較すると2,755戸減っている。65歳以上の基幹的農業従事者数人口の割合は84.3%と高齢化が進んでおり、担い手や後継者不足による農地の維持・管理が課題となっている。

主要作物は水稻であり、そのほかアスパラガス、白ねぎ、ほうれんそう、ぶどう及び菊などの収益性の高い作物の振興が図られている。また、三次産農産物を使った加工品・特産品の開発が行われ、トレッタみよしや農産物直売施設などは、新鮮で安全・安心な野菜や特産品を求める消費者などでにぎわいをみせている。今後も6次産業化の推進や農産品のブランド化などの高付加価値化を図るとともに、生産や流通、販売力の強化を進めていく必要がある。

■ 総農家数／基幹的農業従事者数

(単位：戸，人，%)

区分	総農家数				令和2年 基幹的農業従事者 数	令和2年 65歳以上基幹的 農業従事者数人 口割合
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
三次市	5,993	5,129	4,291	3,238	2,373	84.3
県全体	74,032	66,321	56,673	45,335	24,534	83.5

※基幹的農業従事者数とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している人数を指す。

(資料：農林業センサス)

■ 経営耕地面積

(単位：ha)

区分	経営耕地面積			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三次市	4,833	4,566	4,324	3,768
県全体	39,018	36,625	34,107	28,979

(資料：農林業センサス)

イ 林業

林業は、木材価格の低迷などにより厳しい局面に立たされ、加えて林業従事者の減少や高齢化により、森林の管理が不足し荒廃

が進みつつある。林家数は令和2年では3,884戸と平成17年よりも25.3%減少している。

森林には、水源かん養や洪水予防及び自然環境の保全の役割もあり、生産活動の効率化をはじめ、適正な森林管理を行うため関係団体や林業従事者との連携を強め、担い手の育成や森林の保全、保養の場など公益的機能の増進に努める必要がある。

■ 林家数

(単位：戸)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三次市	5,202	4,987	4,598	3,884
県全体	46,818	44,867	41,953	35,928

(資料：農林業センサス)

ウ 工業

本市の製造業の事業所数（従業者4人以上）は、平成15年の139事業所から令和元年の85事業所と38.9%減少し、従業者数も4,953人から4,174人と15.7%減少しており、県全体の事業所数30.2%減、従業者数0.6%増と比較して、減少幅が大きくなっている。

製造品出荷額は、令和元年では平成15年から15.0%減少しているが、同時期の県全体では44.0%の増加となっている。

また、従業者一人当たりの出荷額は、令和元年では2,706万6千円であり、県平均4,558万5千円と比較して、59.4%と低い水準にある。

このような中で、立地条件の優位性を活かした企業誘致や雇用機会の確保に努めることが必要である。さらに、近年の厳しい経済情勢や産業構造が変化する中にあることは、地場産業の高度化、多角化による、自立・安定した産業構造の形成が課題となっており、新たな価値の創出に取り組む企業・事業者の支援や人材育成などを推進する必要性が生じている。

■ 工業事業所数

(単位：件)

区分	工業事業所数			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年
三次市	139	106	91	85
県全体	6,715	6,157	5,194	4,688

(資料：工業統計調査)

■工業従業者数

(単位：人)

区分	工業従業者数			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年
三次市	4,953	3,901	3,862	4,174
県全体	207,894	220,032	206,133	220,240

(資料：工業統計調査)

■製造品出荷額等

(単位：百万円)

区分	製造品出荷額等			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年
三次市	132,826	124,054	107,607	112,975
県全体	6,973,107	10,293,547	8,555,642	10,039,719

(資料：工業統計調査)

■工業従業者一人当たり工業出荷額

(単位：千円／人)

区分	工業従業者一人当たり工業出荷額			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年
三次市	26,817	31,801	27,863	27,066
県全体	33,542	46,782	41,505	45,585

(資料：工業統計調査)

エ 商業

本市の卸売・小売業の事業所数・従業者数は、平成28年で822事業所、4,804人であり、平成24年からは38事業所、78人減少している。商品販売額は、平成24年から平成28年では17.2%増加しているが、従業者1人当たりの商品販売額は、平成28年では2,819万2千円であり、県平均4,653万6千円の60.6%と低い水準にある。

消費者の購買力の流出や消費ニーズの多様化などから中小小売商業者や商店街を取り巻く環境は厳しく、加えて、経営者の高齢化、販売力の低下、後継者不足などにより、商店数は減少傾向にある。

そのため、快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化により、活力のある店づくりと協働を推進し、「地産の食」や「歴史・伝統・文化、景観」など、特色を活かした商店街づくりを進め、地元の商店・商店街の利用促進が必要となっている。

■卸売・小売業の事業所数／従業者数 (単位：事業所，人)

区分	事業所数		従業者数	
	平成24年	平成28年	平成24年	平成28年
三次市	860	822	4,882	4,804
県全体	34,350	33,337	260,532	268,104

(資料：経済センサス-活動調査)

■年間商品販売額／従業者一人当たり商品販売額 (単位：百万円，千円／人)

区分	年間商品販売額		従業者一人当たり 商品販売額	
	平成24年	平成28年	平成24年	平成28年
三次市	115,598	135,437	23,678	28,192
県全体	10,510,505	12,476,488	40,342	46,536

(資料：経済センサス-活動調査)

オ 観光

本市の入込観光客数は、令和元年では約212万人であり、県全体の4.0%となっている。令和元年の観光消費額は65億4千3百万円である。主な観光施設としては、「広島三次ワイナリー」や「奥田元宋・小由女美術館」，「みよし運動公園」，「みよしあそびの王国」，「湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）」，「辻村寿三郎人形館」，「君田温泉森の泉」などが挙げられる。

その他，平成27年4月に広島県無形民俗文化財に指定された「三次の鶉飼」をはじめ，高谷山などから眺望できる「霧の海」，尾関山公園などの桜，日本の滝百選に選定されている「常清滝」など，数多くの観光資源がある。

中国やまなみ街道の開通により形成された広域交通ネットワークを活かして，本市が持つ美しく懐かしい風景や伝統文化などの魅力向上，観光資源の有効活用により集客力を向上させるなど，三次版DMOである「一般社団法人 みよし観光まちづくり機構」を中心に，官民一体となった取組を展開していく必要がある。

■観光客数

区分	入込客数（千人）			地元客 （千人）	総数 （千人）	入込客の県 内・県外比		観光消費額	
	計	県内	県外			県内	県外	総額 （百万円）	観光客一 人当たり 消費額 （円/人）
三次市	2,115	1,636	479	1,361	3,475	77.4%	22.6%	6,543	1,883
県全体	51,705	18,542	33,163	15,489	67,194	35.9%	64.1%	440,960	6,562

（資料：令和元年広島県入込観光客の動向）

カ 他の市町村との連携に関する事項

中国地方における地理的優位性を活かした都市機能の集積を図り、広域的な連携強化と機能分担により拠点性を高め、近隣市町村との連携により圏域の一体的な発展を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

本市の基幹産業である農業を将来にわたって持続するために、全市を挙げた認定新規就農者や認定農業者などの担い手の育成・確保や、6次産業化の推進、農産品のブランド化などの高付加価値化を行うとともに、生産や流通、販売力の強化を図る。

また、仕事に対する価値観や人生観への変化に対応しつつ、多様な就農、農業・農村を支える多様な担い手として地域人材育成の取組を推進する。

畜産業については、安定生産や経営基盤を強化するための支援を行い、みよし和牛・酪農の里づくりを推進する。

水産業については、河川環境の保全を図るなど水産資源の安定化等を図る。

イ 林業

林業については、間伐材をはじめとする木材を集約するしくみや適切な森林の整備と森林資源を有効に活用するしくみを構築

し、木育をはじめとした、豊かな森林資源を活かしたまちづくりを進める。

ウ 工業

本市が持つ地理的優位性や高速通信基盤が整備されていることなどの強みを活かし、物流拠点や工場、サテライトオフィスなどの誘致を進めるとともに、市内企業の人材確保、新たな分野への挑戦、異業種間の連携・交流などへの支援や促進に取り組む。さらに、キャリア教育やインターンシップなどの充実による人材の確保・育成に取り組み、各種補助・融資制度の活用により地元企業の競争力の向上や経営安定のための支援に努める。

エ 商業

活力あるお店づくりとにぎわいの創出を図るため、中小小売業者等の経営安定・近代化の推進や、起業支援などに取り組むとともに、各地域の生活基盤となる商店街の活性化を推進する。

また、商工会議所や商工会等関係機関と連携しながら、経営指導や研修、セミナーや個別相談などを推進する。

オ 観光

中国やまなみ街道の開通により高まった本市の拠点性と市内のあらゆる観光資源を活かし、三次版DMOである「一般社団法人みよし観光まちづくり機構」を中心に、官民一体となって、魅力を向上させるための取組や市内外への情報発信を強化していく。

また、「見る・遊ぶ・食べる」などの従来型の観光だけではなく、自然体験・農業体験などの観光と交流が融合したメニューの開発を促進し、さらには、国内外問わず観光客に新たな発見と出会いや、何度でも訪れてみたいと思ってもらえる魅力あるサービスを提供するなど観光客の受入体制を強化していく。

カ 他の市町村との連携に関する事項

産業振興において、近隣市町との連携に努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農業基盤整備促進事業	三次市	
		小規模農業基盤整備事業	三次市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	三次市	
		県営農村地域防災減災事業	三次市	
	林業	林業専用道東山線 L=170m W=3.5m	三次市	
		林業専用道山家線 L=200m W=3.5m	三次市	
		林道比和新庄線 L=60m W=7.0m	三次市	
	(4)地場産業の振興 流通販売施設	三次市農業交流連携拠点施設改修事業	三次市	
	(9)観光又はレクリエーション	君田健康ふれあい施設リニューアル事業	三次市	
		女亀山遊歩道整備事業	三次市	
		尾関山公園周辺整備事業	三次市	
		奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業	三次市	
		江の川カヌー公園さくぎ改修等事業	三次市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農畜産物の生産力強化事業（農産物）	三次市	
		農畜産物の生産力強化事業（畜産）	三次市	
		担い手育成・強化事業	三次市	
		農地等保全事業（有害鳥獣対策）	三次市	
		中山間地域等直接支払交付金事業	三次市	
		多面的機能支払交付金事業	三次市	
		農村環境保全事業	三次市	
		みよし産業応援事業	三次市	
	商工業・6次産業化			

		女性活躍推進プラットフォーム事業	三次市	
		職業訓練委託事業	三次市	
		小企業経営改善資金利子補給事業	三次市	
		リフォーム支援事業	三次市	
		観光 観光プロモーション事業	三次市	
		三次版DMO事業	三次市	
		企業誘致 工場等設置奨励事業	三次市	
		基金積立 過疎地域持続的発展基金積立	三次市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
三次市全域	製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業及び旅館業	令和3年度～令和7年度	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

事業の内容は，上記(2)及び(3)のとおりとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の進展は、地理的な条件に起因する時間的距離の制約や非効率性などの問題を克服する上での効果が大きく、過疎地域においてこそ大きな役割を果たすものである。本市では情報社会の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくため、これまでケーブルテレビを中心とした光ファイバー網による高度情報通信基盤の整備を推進し、地域情報化の向上を図ってきた。

引き続き情報通信基盤の維持・向上を図るとともに、Society 4.0（情報社会）からSociety 5.0（超スマート社会）への転換期を迎える中、ICTの利活用によって、人口減少・少子高齢化などに伴う労働力不足や地域活力の低下などの様々な課題への対応に加え、ウィズコロナ・アフターコロナ時代への新たな対応を推進する必要がある。

(2) その対策

ケーブルテレビなどの情報通信ネットワークの安定稼働により、安定した情報通信基盤を確保する。また、「三次版スマートシティ構想」に基づき、AIやIoTなどICTを活用した新しいアプローチで地域課題に取り組むことにより、デジタルによる変革（DX）を促進するとともに、市民の暮らしを便利で豊かにし、持続可能なまちづくりの実現をめざす。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設	地域情報化（CATV等）事業	三次市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			

	デジタル技術活用	ICT利活用推進事業	三次市	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

高速道路は，中国縦貫自動車道が市の中央部を東西に通過し，広島都市圏や阪神・九州地方へのアクセス道路として広く活用されており，令和２年度の三次ＩＣでの自動車入出台数は，約123万台となっている。また，中国やまなみ街道が南北に通り，山陰側への移動時間が大幅に短縮されたほか，中国・四国を結ぶ瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）との接続により，山陽側への移動時間も大幅に短縮された。令和２年度の三次東ＩＣでの自動車入出台数は，約153万台となっており，新たな物流促進が図られるなど，地域活性化に大きな効果が表れている。

この他の幹線道路については，市街地を中心に陰陽を結ぶ道路交通網が形成されている。特に，広島～三次～松江を結ぶ一般国道54号や広島～三次～米子を結ぶ一般国道183号，尾道～三次～出雲を結ぶ一般国道184号，呉～三次～大田を結ぶ一般国道375号は，圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として，また，高速道路へのアクセス道路として重要な役割を果たしている。骨格道路としての県道の整備を進める一方，市道，農林道の整備については，生活路線として，また，地域間や公共施設を結ぶアクセス道路として，引き続き整備に努める必要がある。さらに，安全な道路環境づくりを進めるため，歩道設置などを進める必要がある。

イ 公共交通機関

公共交通のうち，鉄道については広島～三次～庄原～新見を結ぶＪＲ芸備線及び三次～福山を結ぶＪＲ福塩線が運行されているが，利用者数は減少傾向にある。

このほか，幹線交通を担う高速バスは，広島市をはじめ松江方面や名古屋，大阪などの主要都市へ運行している。

また、地域間の主要な交通手段である路線バスは、利便性と採算性の確保が命題となっている。

一方、人口減少・少子高齢化が進行する中、「市民バス」や「デマンド型バス」、「公共交通空白地自家用有償運送」、「相乗りタクシー」などの地域内交通については、市民ニーズに応じた公共輸送サービスの維持・活性化の取組が必要である。

(2) その対策

ア 道路

地域の一体的な発展のため、市道・農林道など総合的な道路網の整備を進め、市内相互間や周辺都市間を結び、生活の利便性を高め、交流や物流がスムーズに行き交う道路網の整備を図る。

さらに、歩行者（自転車・電動三輪車などを含む。）の視点に立った歩道・通学路の整備、安全性の向上を図るための冬期の除雪、交通安全施設の整備を推進するとともに、地域に根差した道路美化や清掃活動の取組などを支援する。併せて、生活道路の整備・支援を行い、安全性と利便性の向上を図る。

イ 公共交通機関

誰もが安心して利用できる生活交通手段として、地域間を結ぶ広域公共交通としてのＪＲ線や路線バスと、行政が運行や支援をし、地域内での日常的な移動を担う地域内公共交通を有機的に体系化し、利便性の高い効率的・効果的な交通システムを構築する。また、地域自らが交通について考え、支えるしくみづくりを進め、持続可能な公共交通の運営をめざす。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(1)市町村道			

4 交通施設の整備，交通手段の確保

道路	三次山家線（改良舗装） L=2,040m W=7.0m	三次市	
	穴笠畠敷線（改良舗装） L=1,700m W=5.0m	三次市	
	栗屋43号線（改良舗装） L=900m W=5.0m	三次市	
	菅田本線（改良舗装） L=1,630m W=9.25m	三次市	
	十日市194号線（改良舗装） L=600m W=9.25m	三次市	
	宮森宮田線（歩道設置） L=950m W=5.0m（両側歩道）	三次市	
	中原下本谷線（改良舗装） L=600m W=9.25m	三次市	
	八次62号線（改良舗装） L=300m W=4.0m	三次市	
	八次86号線（改良舗装） L=320m W=6.0m	三次市	
	中畦七日市・八次217号・酒河128号線（舗装改築） L=1,500m W=6.2m	三次市	
	西酒屋三高線（改良舗装） L=680m W=5.0m	三次市	
	土居淀田線（改良舗装） L=250m W=4.0m	三次市	
	吉原浄法寺線（改良舗装） L=880m W=5.0m	三次市	
	八次54号線（改良舗装） L=120m W=5.0m	三次市	
	酒河81号線（改良舗装） L=180m W=4.0m	三次市	
	酒河37号・158号線（改良舗装） L=400m W=5.0m	三次市	
	八次70号線（改良舗装） L=260m W=5.0m	三次市	
	栗屋39号線（改良舗装） L=730m W=5.0m	三次市	
	市場下瀬谷線（落石対策） L=100m W=3.0m	三次市	
	姫ヶ谷線（改良舗装） L=800m W=5.0m	三次市	
	石貝線（改良舗装） L=2,200m W=5.0m	三次市	
	大山中線（改良舗装） L=900m W=5.0m	三次市	
	敷地440号・457号線（改良舗装） L=270m W=5.0m	三次市	

橋りょう

田利線（改良舗装） L=120m W=5.0m	三次市	
板木市日南線（改良舗装） L=905m W=5.0m	三次市	
門出上板木線（改良舗装） L=330m W=7.0m	三次市	
掛上板木線（改良舗装） L=1,300m W=5.0m	三次市	
宇賀28号線（改良舗装） L=478m W=5.0m	三次市	
梶田郷線（改良舗装） L=800m W=9.25m	三次市	
梶田49号線（改良舗装） L=140m W=4.0m	三次市	
庄里線（改良舗装） L=880m W=5.0m	三次市	
小童36号線（改良舗装） L=730m W=5.0m	三次市	
八次88号線（改良舗装） 1工区 L=260m W=5.0m	三次市	
八次88号線（改良舗装） 2工区 L=200m W=5.0m	三次市	
式砂井谷線（法面对策） L=300m W=4.0m	三次市	
上作木森山線（法面对策） L=100m W=4.0m	三次市	
江谷赤名線（法面对策） L=50m W=4.0m	三次市	
茂田48号線（改良舗装） L=270m W=4.0m	三次市	
川毛門田線（改良舗装） L=900m W=5.0m	三次市	
徳市535・553号線（改良舗装） L=600m W=5.0m	三次市	
馬洗川堤防線（歩道設置） L=180m W=7.2m	三次市	
十日市276号・（仮称）酒河160号 線（改良舗装・新設） L=1,140m W=7.0m	三次市	
川地122号線（深川二号橋） L=20.9m W=4.1m	三次市	
宗祐線（宗祐高架橋） L=165.5m W=6.8m	三次市	
銅亀市場線（七ツ塚橋） L=16.0m W=3.0m	三次市	
川地24号線（大船橋） L=49.7m W=2.5m	三次市	
三若有原線（明賀橋） L=49.3m W=5.0m	三次市	

三若廻神線 (ヤタ手橋) L=7.1m W=4.1m	三次市	
雲通542号線 (橋詰橋) L=11.5m W=3.0m	三次市	
敷地442号線 (安田橋) L=11.7m W=1.5m	三次市	
丸田632号線 (和田橋) L=27.4m W=4.2m	三次市	
安田642号線 (おこそ橋) L=39.5m W=5.7m	三次市	
庄里線 (正田橋) L=37.0m W=4.1m	三次市	
三玉303号線 (大木屋橋) L=68.7m W=1.8m	三次市	
敷名市八幡原線 (八日市橋) L=48.6m W=4.0m	三次市	
羽出庭114号線 (渡屋橋) L=9.0m W=2.8m	三次市	
下板木線 (後谷橋) L=12.9m W=4.0m	三次市	
向江田本線 (池田橋) L=115.0m W=4.7m	三次市	
永屋銅亀線 (深川一号橋) L=98.8m W=3.5m	三次市	
海田原田幸線 (片野橋) L=22.4m W=7.7m	三次市	
山崎線 (山崎橋) L=30.7m W=4.2m	三次市	
本郷258号線 (四反田橋) L=24.6m W=2.7m	三次市	
酒河3号線 (信門一号橋) L=18.5m W=3.6m	三次市	
江谷赤名線 (宮本橋) L=10.1m W=4.4m	三次市	
長田久松線 (城之沖橋) L=3.8m W=5.1m	三次市	
板木市上板木線 (板木市橋) L=7.4m W=3.7m	三次市	
敷地中央線 (佐久間橋) L=11.9m W=5.0m	三次市	
板木市上板木線 (古市橋) L=11.7m W=4.6m	三次市	
下原西三次駅間線 (舟山橋) L=14.5m W=4.0m	三次市	
三次113号線 (願万寺二号橋) L=3.0m W=3.5m	三次市	
古市矢井線 (仮屋橋) L=13.2m W=6.0m	三次市	

小淵坂湯線（山口橋） L=3.2m W=2.9m	三次市	
下本谷大東線（河村橋） L=5.6m W=3.0m	三次市	
八次27号線（権現一号橋） L=5.3m W=4.7m	三次市	
羽出庭107号線（上成広橋） L=12.1m W=3.0m	三次市	
式砂井谷線（光森橋） L=12.5m W=3.6m	三次市	
下布野63号線（田代橋） L=10.5m W=3.6m	三次市	
桧線（小橋） L=12.8m W=4.9m	三次市	
下原本通り線（下原橋） L=9.0m W=5.0m	三次市	
甲名寄国線（甲名寄国五号橋） L=14.0m W=3.8m	三次市	
明賀線（岩崎橋） L=13.5m W=3.0m	三次市	
片野線（片野橋） L=12.3m W=5.4m	三次市	
川地147号線（境谷橋） L=5.1m W=5.5m	三次市	
西酒屋仁賀線（和田跨線橋） L=17.1m W=7.5m	三次市	
日南線（時兼橋） L=25.5m W=3.8m	三次市	
峠上61号線（唐香橋） L=7.5m W=4.2m	三次市	
吸谷線（赤松橋） L=5.7m W=3.0m	三次市	
吸谷線（関場橋） L=6.0m W=4.5m	三次市	
吉谷線（小暮橋） L=8.0m W=4.0m	三次市	
江谷赤名線（上江谷橋） L=8.4m W=4.1m	三次市	
徳市篠村線（篠村線） L=5.0m W=4.7m	三次市	
長田36号線（寄国橋） L=13.0m W=4.5m	三次市	
上板木大力谷線（亀丸橋） L=11.0m W=4.4m	三次市	
西酒屋仁賀線（備北大橋） L=159m W=7.0m	三次市	
本郷大鮎堀線（馬搦橋） L=51.9m W=4.0m	三次市	
神杉14号線（美波羅橋） L=80.0m W=5.5m	三次市	

	その他	西酒屋仁賀線（神杉跨線橋） L=138.0m W=8.8m	三次市	
		十日市397号線（水道橋） L=173.5m W=2.6m	三次市	
		三次畠敷線（鳥居橋） L=214.6m W=5.5m	三次市	
		川西101号線（糸明賀橋） L=44.0m W=3.3m	三次市	
		中三原東地線（宇遠木橋） L=52.3m W=4.0m	三次市	
		敷名日南線（蔵谷橋） L=48.5m W=3.6m	三次市	
		橋梁整備事業 L=15.0m未満	三次市	
		道路照明改修事業（市道分）	三次市	
	(2)農道	県営広域営農団地農道整備事業 （備北南部2期地区）	三次市	
	(3)林道	県営幹線林道比和・新庄線整備事業 （君田布野区間）	三次市	
	(8)道路整備機械等	除雪機整備事業	三次市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	生活交通確保対策事業	三次市
		交通施設維持	道路・橋梁維持管理事業	三次市
		基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市
	(10)その他	県道青河江田川之内線 L=1,700m W=5.0m	三次市	
		県道糸井塩町線（改良舗装） L=250m W=5.0m	三次市	
		県道木呂田本郷線（改良舗装） L=2,000m W=9.25m	三次市	
		県道大津横谷線（改良舗装） L=1,030m+待避所 W=5.0m	三次市	
		県道太郎丸吉舎線（改良舗装） L=660m W=5.0m	三次市	
		県道羽出庭三良坂線（矢野面橋） L=14.0m W=7.0m	三次市	
		県道三良坂停車場線（柳坪橋） L=9.6m W=16.1m	三次市	
		県道梶田三良坂線（栗島橋） L=15.8m W=4.7m	三次市	
		県道木呂田本郷線（本郷木呂田2号橋） L=6.1m W=6.0m	三次市	

		県道神杉停車場線（神杉橋） L=12.1m W=6.0m	三次市	
		県道大津横谷線（本郷橋） L=8.0m W=6.0m	三次市	
		県道和知三次線（旭橋） L=141.2m W=6.0m	三次市	
		県道和知三次線（旭橋歩道橋） L=140.0m W=2.5m	三次市	
		排水路新設改良事業	三次市	
		道路照明改修事業（県道分）	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本市の水道普及率は令和元年度で87.7%であり、県平均の94.8%を下回っている。特に各地域の地形的な差により、地域格差が生じている。脆弱な水源を多く抱えており、取水量確保は重要な課題であるため、基幹浄水場からの連絡管整備などにより、引き続き安定的な水源確保に努めていく必要がある。

また、給水施設や管路施設などの老朽化に対応するため、計画的な更新を進めるとともに、宅地開発や公共下水道の整備、企業誘致などによる水需要に対応していく必要がある。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の確保や河川などの水質保全を図るため、公共下水道事業などの推進や、小型合併浄化槽の設置補助を行ってきたが、汚水処理人口普及率は令和元年度末で79.1%と県平均の88.8%を大きく下回っている。今後とも整備を推進するとともに、市民の意識啓発を進め、生活環境の向上と地域の貴重な水環境を保全する必要がある。

イ 廃棄物処理

本市の廃棄物は、環境クリーンセンター及び汚泥再生処理センター等において適正に処理を行っている。

また、ゴミ分別の啓発活動やレジ袋の有料化など、ゴミの減量とリサイクルを推進しているが、地球規模の環境問題に対応しつつ、持続可能な社会を構築するには更なる取組が必要である。

さらに、増え続けるごみなどの処理に対応するため、埋立処分場の適正な維持管理・延命化と確保を図る必要がある。

ウ 消防・防災・安全

常備消防として、庄原市とともに備北地区消防組合を設置し、消防と救急体制を整えている。

非常備消防については、消防団を組織し、緊密な連携を保ちながら、市民の安全で安心な生活環境を維持するため、消防防災体制の整備及び火災予防・消火活動、緊急業務、防災訓練などを実施している。

また、市内の19の住民自治組織で組織された自主防災組織が主体となって避難訓練を実施するなど、地域の防災意識の高揚も見られている。

近年、豪雨による大規模な自然災害が発生しており、今後においても災害リスクが高まることが想定される。そのため、これまで以上に市民の防災意識の高揚に努めるとともに、多様な情報伝達手段の確保や、消防装備、防火水槽などの施設整備等の充実を図る必要がある。さらに、大規模災害発生時の応急対応の確立や自然災害の未然防止を図る治山治水・砂防対策などに取り組む必要がある。

また、特殊詐欺事件など市民が不安に感じる事件が多発化している。消費や生活に関わる犯罪から高齢者など社会的弱者を守るため、地域ぐるみでの見守りを進めるとともに、「振り込め詐欺」などの被害防止対策、通学路での子どもの安全対策などを推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要がある。併せて、高齢化に伴い、高齢者などが関係する交通事故に対応するため、交通安全教育の徹底や交通安全施設の整備を図る必要がある。

エ 公営住宅等

公営住宅等については、計画的な改築・改修を行ってきたが、依然として老朽化や居住環境の悪化が著しい住宅がある。安心で快適な住環境を確保するため、引き続き計画的な整備を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道

上下水道については、限られた財源を有効に活用し、人口減少等の社会情勢、経営状況に応じた整備を図る。

上水道は、限りある水資源を大切にし、安全で良質な水を安定的に供給し、渇水、災害時の飲料水の確保のため、長期的視点に立った施設整備を進め、上水道の給水区域の拡張は、経営状況を確認しながら慎重に進める。また、生活用水施設整備補助事業を行い、給水区域外での水の供給に努める。さらに水道の広域化も視野に入れながら、施設の統廃合などを進め、経営の健全化を図る。

また、漏水調査や老朽配水管の改良整備を計画的に進め、有収率の向上を図るとともに、水道の接続促進を市民に呼び掛けていく。

下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び小型浄化槽設置整備補助事業などを計画的に進めるほか、適正な放流水質の管理に努め、処理施設の適正な維持管理を図る。一方で、市民の污水处理に対する理解を深め、生活排水を含めた污水处理の普及、推進を図る。

また、今後、料金等の適正化の検討を行い、上下水道とも安定した事業運営に努める。

イ 廃棄物処理

し尿及び浄化槽汚泥については、計画的な収集と安定した処理を進める。また、発生した汚泥の再資源化を図り、循環型社会の形成を推進する。

ごみ処理については、収集体制の充実と集積所の整備に取り組み、適正処理のため分別収集の徹底に向けた啓発活動を推進する。同時に、ごみの減量化、再資源化を推進し、排出量の削減を図る。また、処理施設の適正な維持管理・延命化に努め、必要な施設の確保を図る。

産業廃棄物については、県と連携して排出事業者に対し、適正

な処理と排出量の抑制及び減量化を積極的に働きかけていく。さらに、不適正処分や不法投棄の防止を推進する。

ウ 消防・防災・安全

消防の分野では、備北地区消防組合において、隊員の資質の向上を図るとともに、装備の近代化や高度化に努め、市内全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図る。

非常備消防については、地域消防・水防の担い手として活動する消防団の組織強化と併せ、消防防災施設等の整備を計画的に行う。

防災・安全の分野では、自主防災組織や防災士など地域ぐるみの防災・減災の取組を支援し、市民の防災意識の高揚に向けた取組を進めるとともに、多様な防災情報伝達手段を確保し、地域の安全・安心に関わる情報の迅速な伝達体制の確立を図る。

また、自然災害の未然防止を図るため、河川の整備、治山・砂防施設の整備、急傾斜地崩壊防止施設の整備などの対策を推進する。

犯罪に強いまちづくりを推進するために、警察などの関係機関と連携し、犯罪・事故などに関する情報提供や地域の自主防犯活動への支援を行うことを通じて、市民の防犯意識の高揚、地域ぐるみでの助け合いや見守りの促進、地域での自主防犯体制の確立に努める。

また、高齢者などが関係する交通事故を減少させるために、街頭での交通安全啓発活動の推進や各世代に応じた交通安全教育の実施、交通安全施設の整備を図る。

エ 公営住宅等

老朽化や居住環境の悪化が著しい既設の公営住宅等を計画的に改築・改修し、居住水準の向上に努める。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設運営基盤強化推進等事業 (広域化)	広島県 水道広 域連合 企業団	
		水道老朽管更新事業	広島県 水道広 域連合 企業団	
		水道施設耐震化事業	広島県 水道広 域連合 企業団	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下水道整備事業	三次市	
		下水道事業（ストックマネジメン ト事業）	三次市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業（ストックマネ ジメント事業）	三次市	
	その他	小型浄化槽設置整備補助事業	三次市	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業	三次市	
		下荒瀬最終処分場整備事業	三次市	
		一般廃棄物最終処分場整備事業	三次市	
	(5)消防施設	防火水槽整備事業	三次市	
		消防ポンプ積載車等整備事業	三次市	
		消防格納庫整備事業	三次市	
		消火栓整備事業	三次市	
		消防車両等整備事業（負担金）	備北地 区消防 組合	
		消防施設等整備事業（負担金）	備北地 区消防 組合	
	(7)過疎地域持続的発展特 別事業			
	生活	生活用水施設整備補助事業	三次市	
	環境	地域エコ活動推進事業	三次市	

	防災・防犯	施設解体等事業	三次市	
		消防団装備品強化事業	三次市	
		自主防災組織等整備事業	三次市	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市	
	(8)その他	小規模崩壊地復旧事業	三次市	
		老朽危険建物除却促進事業	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

7 子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

核家族化，就労形態の変化，地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境が変化する中，本市では，合計特殊出生率が1.78（平成25年～29年）と，県数値の1.58を上回っているものの，年少人口は年々減少しており，少子化が進行している。

次世代の担い手である子どもが心身ともに健やかに育つため，養育機能や支援体制の充実など家庭や地域社会が一体となって，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。

イ 高齢者福祉

急速な高齢化の進展により，本市においても高齢者の人口割合は，令和3年4月には36.2%に達しており，高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加，寝たきり，認知症，虚弱など援護を必要とする高齢者の増加も見られる。

本市は，「三次市第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき，すべての高齢者が敬愛されるとともに，地域での活躍の場をもち，また，介護が必要となったときにおいても，住み慣れた地域や家庭の中で尊厳を保ちながら安心して暮らし続けられることができるよう，「この住み慣れた地域で，しあわせを実感しながら住み続けられるまち みよし」の実現に向けて，引き続き総合的な施策を推進していく必要がある。

ウ 障害者福祉

本市は，「三次市障害者計画（第3期障害者福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を策定し，障害のある人，一人ひとりが地域の一員として尊重され，自己選択と自己決定のもとに安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる

地域社会の実現をめざした取組を進めている。

障害の有無にかかわらず、ともに支え合い暮らすことができるまちをめざし、連帯感のある地域社会づくりと就業機会や交流の場の確保などを図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援

「第2期三次市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子育てへの支援の量の確保・質の充実とともに、家庭や学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、支援の重要性に関心・理解を深めながらそれぞれの役割を果たし、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざす。

また、乳幼児健診や保育等の充実、総合的、継続的な発達支援体制の確立、放課後などの居場所づくりなど、一人ひとりの育ちを大切にする環境づくりを推進する。

子育てしやすい家庭環境づくりなど、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない相談体制の整備、経済的な負担の軽減や保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの提供などを推進する。

また、子どもの貧困問題に対処するためにも、子育てを地域で支え合い、子どもたちが健全に育つ環境づくりを進める。

イ 高齢者福祉

(7) 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、それぞれの地域において、医療・介護・住まい・生活支援などのサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実を図る。

個々の生活の状況や価値観により、多様化・複雑化するニーズに対し、保健・医療・介護などの専門職の協働による支援、生活のための地域資源の活用、地域での「自助」、「互

助」，「共助」，「公助」の役割が，連携して機能する支援体制の構築を推進する。

(4) 在宅福祉を中心としたサービスの充実

生活の場である居住環境の整備を重視し，一人ひとりに合った適切な介護サービスや質の高い医療サービス，そして日常的な見守り支援など，これまでの生活の継続を基本とした在宅生活が送れるよう，介護・医療などの専門職やボランティア・地域住民などによる支援体制の充実を図る。

そのため，介護と医療の連携を強化するとともに，交通対策などの地域課題にも配慮しながら総合的なサービスの充実を進めていく。さらに，地域実態に応じて，市民と一体となった地域包括ケア体制づくりを推進する。

多様化する介護ニーズに対して相談体制の充実や介護職員など専門職の人材育成など在宅介護サービスの体制強化をはじめ，福祉施設のネットワーク化や市民ニーズに対応した施設の整備，介護サービスの質の向上に努める。

また，介護環境においても，利用者の身体状況に応じた入所施設の整備や，施設から在宅へ移る場合の対応として在宅で生活できる環境づくりを推進する。介護に当たる家族の負担軽減を図り，高齢者，家族，地域などを視野に入れた地域福祉の観点から，介護・福祉サービスの提供を行う。

さらに，認知症及び軽度の認知機能の低下が見られる高齢者の増加が見込まれる傾向にある中，地域特性に応じた取組を推進し，認知症の正しい理解の推進，早期発見・早期対応体制の整備等，認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう取り組む。

(5) 高齢者の安心確保と活躍の場づくりの推進

高齢者が自分の能力を活かし，地域社会に積極的に参加する

ことは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながる。

社会参加，社会貢献，就労，生きがいづくり，健康づくりなどの活動を社会全体の取組として積極的に推進し，在宅で多様なサービスを使いながら，できる限り住み慣れた地域で尊厳ある生活ができるような環境整備を図る。また，行政，関係機関，団体などが連携して高齢者の権利擁護に取り組み，市民の誰もが高齢者を敬い，尊重することができる地域を構築する。

ウ 障害者福祉

(7) 広報・啓発活動の推進

ノーマライゼーションに関する知識や人権意識の高揚を図るとともに，障害に対する理解と認識が深められるよう啓発活動を推進し，心のバリアフリー化をめざす。また，社会福祉協議会や障害者団体などと協働し，地域交流事業を展開し，障害者の社会参加や交流ができる場の拡大を図る。

(4) 保健・医療・福祉の生活支援施策の推進

保健・医療・福祉の連携により障害者のニーズに適したサービスが提供できる体制を整備するとともに，障害福祉サービスなどの利用者負担の軽減などを図り，社会的自立を促進する。さらに，相談支援体制を充実させ，安心して生活ができる環境を整備するとともに，社会経済活動に参加し，自立した生活を送ることができるよう，就業の場，雇用機会の確保に努める。

(7) 障害児の保育・教育の充実

発達上の課題や障害を早期に発見することにより，適切な時期に発達支援を行うことで，子どもの健やかな成長を促し，保健・医療・福祉と教育の連携により，成長段階に応じた療育体

制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所改修等事業	三次市	
	(3)高齢者福祉施設 その他	三次市福祉保健センター改修事業	三次市	
		吉舎保健センター改修事業	三次市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他 基金積立	こども発達支援センター運営事業	三次市	
		多子世帯保育料軽減事業	三次市	
		こども医療費助成事業	三次市	
		地域子育て支援センター運営事業	三次市	
		病児・病後児保育事業	三次市	
		ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業	三次市	
		子育てサポート事業	三次市	
		放課後児童健全育成事業	三次市	
		障害者福祉タクシー等利用助成事業	三次市	
		いきいき健康日本一のまち事業	三次市	
		妊産婦健診助成事業	三次市	
		不妊検査・不妊治療・不育治療費助成事業	三次市	
		生活困窮者自立支援事業	三次市	
		過疎地域持続的発展基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療施設

本市の医療施設については、令和2年4月現在で、病院が5施設、診療所が70施設あり、合わせて1,220病床を有している。

市立三次中央病院（病床数350床、診療科目23科）は、基幹病院としての役割を果たし、その他の主な医療施設としては、三次地区医療センター（病床数150床）などがある。

全国的な医師不足や地域偏在など、地域医療を取り巻く環境が深刻化する中、医療需要の増大、複雑・多様化に対応し、誰もが生涯を通じて適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関が相互に連携しながら、地域医療の向上に努める必要がある。

また、市立三次中央病院は、県北地域における中核病院として、高度で良質な医療の提供と救急医療体制の充実が求められている。そのため、施設や医療機器の老朽化への対応や人材などの確保・充実が必要であり、さらには、長寿社会を迎え高齢者などの健康管理が重要となることから、安心して暮らせるまちづくりをめざし、疾病の早期発見など、保健と連携した予防医療や地域医療体制の充実が求められている。

イ 保健医療活動の推進

食生活の変化や運動不足などライフスタイルの変化に伴い、病気全体に占める「生活習慣病」の割合が増加し、「がん」，「心臓病」，「脳血管疾患」など生活習慣に起因した疾病が、死亡原因として多くを占めている。このような状況から、生活習慣を見直し、病気になることを予防する「一次予防」を重視した健康づくりを進め、住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らせるような取組の推進が必要となっている。

(2) その対策

ア 医療施設

市立三次中央病院においては、急性期医療を担う基幹病院として、また、備北二次保健医療圏、さらには県境を越えた広域医療圏を支える中核病院として、高度で質が高く、複雑・多様化したニーズに適応した医療サービスを提供するため、施設の建替計画を進めていき、医療機器等の充実を図り、大学などとの連携による医療スタッフの確保に努めていく。

また、医療機関の相互連携を強化しつつ、県北地域で医療が完結できるように、総合的な保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの確立や、平成26年4月に開設した休日夜間急患センターを中心とする休日、夜間の診療体制を含めた救急医療体制の充実を図る。

併せて、居住する地域で、安心して適切な医療サービスが受けられるよう、民間医療機関の立地が困難な市内4か所の国保診療所の運営・医療機器等の整備をはじめ、地域医療体制の充実を図る。

イ 保健医療活動の推進

「三次市健康づくり推進計画」に基づき、「いきいき健康日本一のまち」をめざして、健康に関する意識の啓発をはじめ、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導や総合健康診査、がん検診の内容を充実させるとともに、受診率の向上を図る。また、関係機関と連携し、各種検診や健康教育、健康相談などの保健事業を実施するなど、疾病の早期発見・早期治療を推進するとともに、疾病予防や自己管理、食生活の改善、心の健康づくりなど、市民一人ひとりの健康づくりをサポートする。

さらに、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの確立を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 医療の確保	(1)診療施設 病院	病院施設整備事業	三次市	
		病院医療機器等整備事業	三次市	
		病院整備（施設更新）事業	三次市	
		診療所施設整備事業	三次市	
		診療所機器等整備事業	三次市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 基金積立			
		休日夜間急患センター運営事業	三次市	
		過疎地域持続的発展基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

令和2年度の学校基本調査によると、本市の小学校は21校で児童数2,572人、中学校は13校で生徒数1,324人であり、平成27年と比べると児童数は238人減少、生徒数は81人減少しており、今後とも、少子化の影響により、児童・生徒数は減少傾向が続くと予想される。

また、不登校児童・生徒数は平成27年度から令和2年度にかけて約1.7倍、暴力行為の件数は約1.9倍に増加しており、学校・家庭・地域社会の連携の強化や教師の指導力の向上、指導体制の確立などによる心を大切にした教育の更なる充実が求められている。

さらに、防災機能の強化やより良い教育環境の充実を図るために、学校施設・設備などのハード面を整備する必要がある。

イ 社会教育

価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、各種講座や自主的なサークル活動などの社会教育活動が展開されており、こうした活動は、地域活動や人づくりなどまちづくりに大きな役割を果たしている。

市民一人ひとりが充実した人生を送るため、生涯にわたって学び続けることができる機会と環境の充実が求められている。そうした個人の学びがまちづくりや地域での活動に活かすことができるしくみを整える必要がある。

また、住民自治活動やまちづくり活動を通して、社会活動への参画を促すとともに、多様な学習ニーズに対応した学習活動を自ら企画できる指導者などの養成・確保を図る必要がある。

スポーツ・レクリエーションについては、健康増進や体力の向上、精神のリフレッシュなどの効果があり、みよし運動公園などを会場として、各種のスポーツ・レクリエーション大会などを開

催するなど、その普及・振興を図ってきた。近年、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっており、年齢を問わず、市民誰もが気軽にスポーツ等を楽しめる環境整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

(7) 教育内容の充実

「みよし教育ビジョン」や「三次市教育大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちが自ら夢を持ち、その実現に向けて学び続けながら、他者と協働して社会に参画・貢献していけるよう取組を進める。

そのために、ICTを活用した教育や、学校支援員（教育支援員）による特別な配慮が必要な児童・生徒への学習支援を行うなど、すべての子の力を伸ばすよう、子どもたち一人ひとりに最適で効果的な学びの支援の充実を図る。

また、これまで取り組んできた「三次市小中一貫教育」を充実・発展させ、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育むよう、コミュニティ・スクールを導入して、「地域とともにある学校」づくりを推進する。

さらに、自分の夢や目標に向かって学ぶ意志を持つ子どもが、家庭環境、経済状況などにかかわらず、高等教育を受けることのできる取組を進める。

いじめや不登校の解消に向けては、道徳教育などの充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら取組を進める。

また、ふるさと三次に愛着を持ち、地域貢献への意識が高まるような学習の展開を図る。

(4) 施設環境の整備・活用

老朽化対策や防災機能強化対策、バリアフリー化等の施設整

備を計画的に進めるとともに、情報通信基盤の整備、教育機器の整備などにより、安全で機能的な教育環境の充実を図る。

併せて、児童・生徒の学習環境の充実を図るための対策を行う。

イ 社会教育

(7) 生涯学習の充実

市民一人ひとりの学びを支援するため、家庭、地域、行政が連携して、多様な講座の開催など生涯学習の機会を充実させる。特に、地域において、市民の学習ニーズを的確に捉え、企画・コーディネートできる生涯学習の指導者を確保・育成する。

(4) スポーツ活動の推進

「三次市スポーツ推進計画」に掲げる「スポーツのまちみよし」の実現をめざし、すべての人々がそれぞれのライフステージに応じてスポーツを行うきっかけづくりとなるイベントの開催や、気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備、指導者や活動団体・ボランティアの育成を行うことにより、幅広いスポーツ活動の推進を図る。

また、子どもたちがスポーツに親しみ、個々の才能を伸ばすことができるよう、プロスポーツの試合観戦やトップアスリートによるスポーツ教室などの機会を拡充し、スポーツで感動を味わい、夢を持って育つ環境づくりに取り組む。

さらに、女性がスポーツを続け活躍できる場の創出・確保を目的として女子スポーツの推進を図る。併せて、市民誰もがスポーツ活動に親しめる環境や交流人口の拡大による地域活性化につなげていくため、引き続き施設の整備等を行うとともに、各種団体と連携し、各種スポーツの全国大会やプロスポーツの試合又は教室の開催・誘致を推進する。

(ウ) 社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と管理運営の効率化

社会教育施設やスポーツ施設などの有効活用を図るため、市民の利用を促進するとともに、効果的・効率的な管理運営と環境の整備を行う。

(エ) 男女共同参画・平和・人権

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの各段階で、自らの選択によって仕事と地域活動を含めた暮らしの両方において充実した人生が送れるよう、誰もが個人として能力を発揮する機会が確保され、ともに活躍できる社会づくりに取り組む。

また、「平和ですべての人の人権が尊重される社会」の実現に向けて、平和の継承、人権尊重の普及・啓発に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小中学校老朽化対策事業	三次市	
	屋内運動場	屋内運動場改修事業	三次市	
	屋外運動場	学校周辺整備事業	三次市	
	寄宿舎	甲奴中学校寄宿舎整備事業	三次市	
	給食施設	学校給食調理場整備事業	三次市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	集会施設	(仮称) 八次こども集会所整備事業	三次市	
		みよしまちづくりセンター改修事業	三次市	
		八次コミュニティセンター整備	三次市	
		コミュニティセンター改修事業	三次市	
		布野生涯学習センター周辺整備事業	三次市	
		ジミー・カーターシビックセンター改修事業	三次市	

	体育施設	三次市生涯学習センター改修事業	三次市	
		三次きんさいスタジアム改修事業	三次市	
		みよし運動公園テニスコート改修事業	三次市	
		カーター記念球場改修事業	三次市	
		三和総合運動公園トイレ整備事業	三次市	
		みよし運動公園運動広場改修事業	三次市	
	図書館	三次市立図書館改修事業	三次市	
		王子公園整備事業	三次市	
	その他	作木山村開発センター改修事業	三次市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	個々の学び支援事業	三次市	
		個々の学習支援事業	三次市	
		英語力向上事業	三次市	
		英語検定料補助事業	三次市	
		体験活動充実事業	三次市	
		いじめ防止・不登校対策推進事業	三次市	
		学びの支援活動推進事業	三次市	
	その他	ICT教育サポート事業	三次市	
		スクール便運行事業	三次市	
		給食調理等業務民間委託	三次市	
		放課後子ども教室事業	三次市	
		東京2020オリンピック・パラリンピック事前合宿支援事業	三次市	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市	
	(5)その他			
		みらさか学園体験広場等整備事業	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 0 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化や少子高齢化の進展により、相互扶助などの集落機能が低下している地域が増えつつある。さらに、一部の山間集落では、地域の農林業生産や地域活動を担う後継者などの人材不足により、農地や山林の荒廃が進み、集落の活力の衰退にとどまらず、集落の消滅さえも危惧されている。

一方で、市民と行政の協働関係が求められる中で、市民が主体的に自らの地域を創造していく意識が高まっている。各地域においては、地域住民が主体となり集落の課題を克服し、コミュニティの再構築と発展を期すための住民自治組織が結成されている。これらの住民自治組織においては、各地域まちづくりビジョンに基づき市民参加のもとで豊かで愛着の持てる地域をめざしたまちづくりに取り組んでいる。引き続き市民が主体となって地域力の維持・向上を図るなど、魅力ある地域を創造する必要がある。

(2) その対策

集落機能の低下に伴う地域課題を克服するため、住民自治組織等により、集落のコミュニティ機能、互助・扶助機能の維持確保を図る主体的な地域づくりの取組が進められている。引き続き、住民自治組織等による地域資源の活用や個性豊かな魅力の創造などの取組に対して支援を行う。併せて、「地域まちづくりビジョン」の実現や地域の実情に応じた個別課題の解決に向けた取組を支援していく。

住民自治組織に対し、ボランティア組織、NPOなどの活動に関する情報を提供することで、相互連携を深める。さらに、市民のボランティア活動やNPOなどへの関心を喚起し、市民同士が交流できる場づくりを進め、一体感の醸成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 集落の 整備	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 集落整備	集落支援員事業	三次市	
		自治振興活動費補助事業	三次市	
		地域集会施設整備等補助事業	三次市	
		地域資源活用支援事業	三次市	
		元気な地域創造施設整備支援事業	三次市	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、文化財など貴重な財産が存在している。また、各地域で長年にわたり受け継がれてきた伝統芸能などは、地域の活力の源となっている。

これらの財産の保存と継承のため、後継者の育成をはじめ、日常生活や学校教育などで受け継ぐしくみづくりが求められている。

さらに、芸術・文化の創造志向の高まりにより、各種文化団体の育成・支援、様々な芸術文化事業の展開が求められている。市民生活に密着した文化活動や交流活動をより一層促進し、多様なニーズに応える環境づくりを進め、個性ある地域文化を創造する必要がある。

(2) その対策

文化財の調査・指定、保護、活用の推進や保存展示のための環境整備、伝統芸能などを受け継ぐ後継者の育成や伝統文化への理解を深める取組を通じて、地域の誇りである伝統文化や歴史の継承を図る。また、様々な歴史的遺産や伝統文化などの資源を、観光や交流資源として活用する。

奥田元宋・小由女美術館や湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）、市民ホール「きりり」をはじめ市内の芸術・文化施設を活用し、互いに連携を図りながら、優れた芸術に親しむ機会や文化活動の場を提供するとともに、親しまれる施設づくりを進める。

さらに、市民の創作活動や活動成果が発表できる場の提供に努めるとともに、質の高い芸術・文化に触れることにより、市民の豊かな感性を育み、魅力ある文化風土の醸成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 地域文 化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	みわ文化センター整備事業	三次市	
		史跡寺町廃寺跡整備事業	三次市	
	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	三次市	
	(3)その他	三次町歴史的地区環境整備事業	三次市	

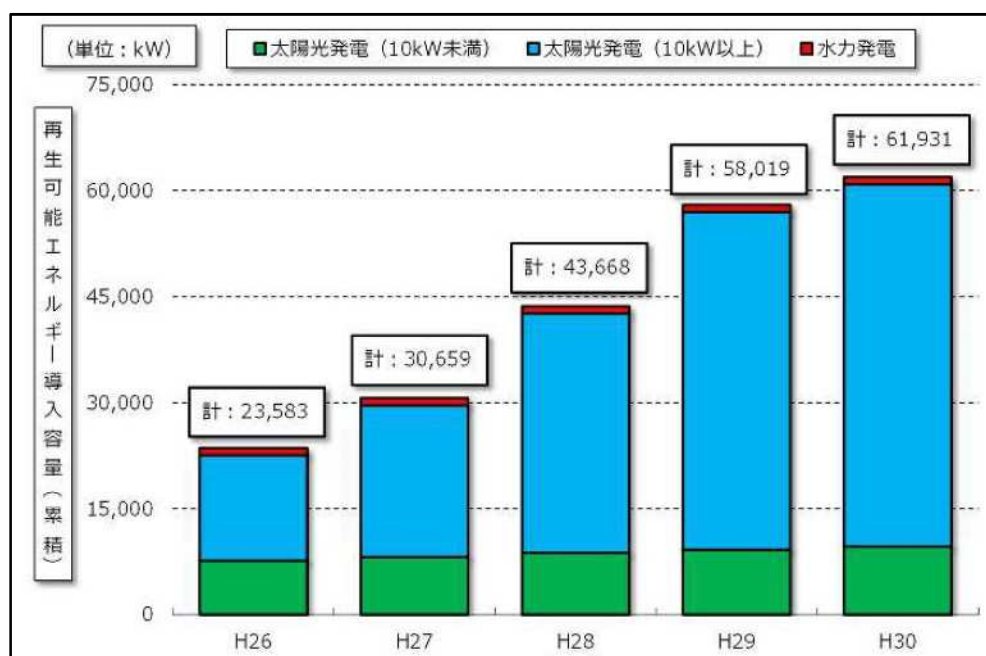
(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本市における再生可能エネルギーの導入容量は、平成30年度に61,931kWであり、平成26年度と比較して38,348kW増加している。また、平成30年度の内訳では、太陽光発電（10kW以上）が82.8%と最も多くの割合を占めている。引き続き太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入・普及促進を図るとともに、環境負荷の軽減に向けて、市民、行政、事業者等が一体となったより一層の取組が求められている。



（資料：三次市環境基本計画）

(2) その対策

「三次市環境基本計画」に基づき、遊休地などを活用した再生可能エネルギー設備の導入や、地域・家庭への普及促進、木材を中心とした地域資源の活用など、再生可能エネルギーの利活用に向けた取組を進めるとともに、温室効果ガスの排出抑制、家庭や事業所の省エネルギー化など、エネルギーの効率的な利用と創出による低炭素社会の構築に取り組む。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体

の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 都市的機能の充実

J R 三次駅周辺の整備をはじめ、散策や憩いの場としての水辺空間の整備、中国やまなみ街道開通を見据えた施設整備など、エントランス機能の強化や、都市のにぎわい・魅力づくりを推進してきた。本市が中国地方の魅力ある中核都市として発展していくとともに、若者などの定住促進を図るため、引き続き都市的機能を充実していく必要がある。商業集積地域と周辺の農山村地域が共存共栄する地域として、日常生活上の都市的サービスの充実や就業機会の確保に努める必要がある。

さらに、商業集積地域と周辺の農山村地域とを結ぶ交通基盤の整備や情報通信基盤の活用を図り、地域が自立できる基盤の形成に努め、地域の持続性の向上に取り組む必要がある。

イ 自然環境の保全

本市には、中国山地の山々や江の川をはじめとする大小の川に代表される豊かな自然があるが、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、管理できない森林や河川などが増大している。地域の貴重な財産である豊かな自然を保護・育成するため、市民の意識の高揚や、環境保全活動を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 都市的機能の充実

中国やまなみ街道の開通により形成された広域交通ネットワークを活かし、都市の中核・拠点性を強化し、交流人口の拡大や定住促進などを図るため、生活・産業・観光・文化・福祉・医療・行政など各分野のサービス機能及び快適で魅力ある都市的機能の充実を図る。

イ 自然環境の保全

市民や行政，各種団体などが一体となった環境保全活動を推進する。特に，自然環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに，市民の主体的な緑化・美化活動を推進するため，自然保護活動に取り組むボランティア組織・NPOなどとの協力や活動支援を行い，不法投棄などの監視・調査体制の充実を図る。

ウ 基金

市民が将来にわたり，安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に，特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に充当するため，必要に応じて基金を積み立てる。

なお，基金は，本計画期間中，又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）失効後必要に応じて処分し，事業に充てる。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	みよし暮らし推進事業 移住相談や情報発信，家屋改修助成等総合的な移住者支援の実施により，定住人口の増加を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
			結婚コーディネーター事業 結婚支援団体の活動補助により，出会いの場を創出し，婚活対策を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
			地域おこし協力隊事業 地域おこしを支援する隊員の確保により，地域活力の増進や定住人口の増加を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
		地域間交流	ウチソト”ツナガリ”つなぐ事業 人と人がつながる場づくりを進め，地域活力の増進や交流促進を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
		基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成のための基金を積み立てる。	三次市
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	農畜産物の生産力強化事業（農産物） 振興作物や果樹等の生産振興の支援等を行い，農業振興を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
			農畜産物の生産力強化事業（畜産） 和牛飼養農家や酪農家などに対する支援を行い，畜産業の振興を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
			担い手育成・強化事業 認定新規就農者等の育成・強化のための支援を行い，農業振興を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。
			農地等保全事業（有害鳥獣対策） 有害鳥獣被害防止柵設置や駆除活動等の支援を行い，地域農業の生産性の向上を図る。	三次市 地域の持続的発展に資する。

商工業・6次産業化	中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域における農業生産活動を支援する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	多面的機能支払交付金事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援し、農業振興を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	農村環境保全事業 農業施設や農村部の住環境を守る活動を行う小規模農家等を支援し、農業振興を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	みよし産業応援事業 経済活性化や地域振興につながる自主的な事業へ支援を行い、産業の活性化を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	女性活躍推進プラットフォーム事業 アシスタ1 a b.における女性の起業支援・就業応援のためのセミナーや個別相談等を実施し、地域経済の活性化及び女性の活躍を推進する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	職業訓練委託事業 職業訓練講座の委託を行い、人材育成や就労支援を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	小企業経営改善資金利子補給事業 小企業経営改善資金の利子の一部を補給することで、経営の安定化を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	リフォーム支援事業 住宅のリフォーム補助を行い、経済の活性化を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	観光		
	観光プロモーション事業 観光情報の発信により、観光振興を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	三次版DMO事業 官民一体となり、「稼ぐ力の創出」をめざした観光地域づくりを進める。	三次市	地域の持続的発展に資する。

	企業誘致	工場等設置奨励事業 工場等設置奨励金、雇用奨励金等により企業誘致及び雇用対策を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 産業の振興のための基金を積み立てる。	三次市	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	I C T利活用推進事業 調査研究等を行い、I C Tの利活用を推進する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 地域における情報化のための基金を積み立てる。	三次市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活交通確保対策事業 市民の生活移動手段を確保・維持し、安全で安心な生活を確保する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	交通施設維持	道路・橋梁維持管理事業 市道の路面補修・草刈等による道路・橋梁の維持管理を行い、安全で安心な生活を確保する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 交通施設の整備、交通手段の確保のための基金を積み立てる。	三次市	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活用水施設整備補助事業 生活用水の水源確保や水質改善への補助を行い、給水区域外での生活用水の確保を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	環境	地域エコ活動推進事業 住民自治組織における地域環境保全の取組を支援し、生活環境及び公衆衛生の保全を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
		施設解体等事業 荒廃した施設を解体し、景観や環境を維持し、美しく風格ある国土の形成につなげていく。	三次市	地域の持続的発展に資する。

		防災・防犯	消防団装備品強化事業 消防団活動に必要な装備の整備を行い、安全で安心な生活を確保する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
		基金積立	自主防災組織等整備事業 自主防災組織の活動支援を行い、地域防災力の維持・向上を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			過疎地域持続的発展基金積立 生活環境の整備のための基金を積み立てる。	三次市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	こども発達支援センター運営事業 発達面に心配のある乳幼児の早期発見・早期支援等を行う。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			多子世帯保育料軽減事業 保育にかかる費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			こども医療費助成事業 こどもの医療にかかる費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			地域子育て支援センター運営事業 子育て親子が交流できる場の提供等を行い、子育て環境の充実を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			病児・病後児保育事業 病児・病後児の保育室を運営し、子育て環境の充実を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業 ひとり親家庭等の生活環境を支援し、子育て環境の充実を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			子育てサポート事業 子育てに係る相互支援活動の仲介や、利用料金の助成を行い、子育て環境の充実を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			放課後児童健全育成事業 放課後等の子どもの居場所づくりの充実により、児童の健全な育成及び保護者の就労支援を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。

	高齢者・障害者福祉	障害者福祉タクシー等利用助成事業 障害者外出支援のためのタクシー等の利用助成を行い、生活環境の充実に図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	健康づくり	いきいき健康日本一のまち事業 健康寿命の延伸をめざす取組を進め、健康づくりを推進する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
		妊産婦健診助成事業 妊婦の定期健診等にかかる費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	その他	不妊検査・不妊治療・不育治療費助成事業 不妊治療等にかかる費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
		生活困窮者自立支援事業 生活困窮者への給付等を行い、自立支援を推進する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のための基金を積み立てる。	三次市	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	民間病院	休日夜間急患センター運営事業 第一次（初期）救急医療施設の運営により、安全で安心な生活を確保する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 医療の確保のための基金を積み立てる。	三次市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	個々の学び支援事業 市費教員や学校支援員の配置等により、個々の児童生徒に対応した学習支援の充実に図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
		個々の学習支援事業 学力到達度検査の実施や問題データベース等の活用により、児童・生徒の学力の向上を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。

その他	英語力向上事業 外国語指導助手による英語教育等を推進し、児童・生徒の学力の向上を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	英語検定料補助事業 実用英語技能検定にかかる費用を助成することにより、児童・生徒の英語力及び英語学習への意欲向上を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	体験活動充実事業 子どもたちの豊かな心の育成を図るための体験活動を推進する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	いじめ防止・不登校対策推進事業 いじめの未然防止や不登校児童生徒への早期対応、こども応援センターを中心とした不登校対策を推進する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	学びの支援活動推進事業 子どもたちの基礎学力の定着・向上のための活動に対する支援を行う。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	I C T教育サポート事業 I C T支援員の配置により、授業や家庭学習において、タブレット端末を効果的に活用した学習を行う。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	スクール便運行事業 学校統廃合に伴う遠距離通学の児童・生徒に対し、スクール便を運行する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	給食調理等業務民間委託 民間活力を活用して、給食調理等業務の民間委託を行う。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	放課後子ども教室事業 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、健全育成を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
	東京2020オリンピック・パラリンピック事前合宿支援事業 東京2020オリンピック選手団の事前合宿受入れ等を通じて、スポーツの振興を図る。	三次市	地域の持続的発展に資する。
基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 教育の振興のための基金を積み立てる。	三次市	

9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	集落支援員事業 集落支援員による地域づくりを支援する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			自治振興活動費補助事業 住民自治組織を主体とした広範な自治活動を支援する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			地域集会施設整備等補助事業 地域集会施設整備等への補助を行い、地域づくりを支援する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			地域資源活用支援事業 地域資源を活用したまちづくりビジョンの実現に向けた活動を支援する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
			元気な地域創造施設整備支援事業 元気な地域づくりやツナガリ人口の拡大を通じた地域活性化をめざした施設整備を支援する。	三次市	地域の持続的発展に資する。
		基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 集落の整備のための基金を積み立てる。	三次市	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 地域文化の振興等のための基金を積み立てる。	三次市	